

福祉・保健

新しい障害福祉サービス

平成18年4月から障害者自立支援法の一部が施行となりましたが、10月から完全施行となりました。

主な内容は、次のとおりです。

①障害福祉サービス

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける「介護給付」と訓練などの支援を受ける「訓練等給付」に分かれました。利用できるサービスは、「障害程度区分（区分1～6）」とサービス利用意向によって決定します。「障害程度区分」は、心身の状況や生活環境などの調査を行い、決定します。障害福祉サービスを利用するためには、事前に申請の手続きが必要になりました。

●新しい障害福祉サービス体系

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出支援をする
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援をする
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に行う
	児童デイサービス	障害のある児童に、日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	療養介護	医療と常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話を行う
	生活介護	常に介護が必要な方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行い、創作的活動または生産活動の機会を提供
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う
訓練等給付	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活支援（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行う

●負担上限額

区分	世帯の収入状況	月額負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する障害者または障害児の保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

②補装具（車いす・補聴器など）の支給
対象となる補装具の種類が見直され、購入する補装具の費用の1割の負担が必要になりました。ただし、所得に応じて負担の上限額が設定されます。